

府中市総合計画重点プロジェクト（府中市まち・ひと・しごと創生総合戦略）推進協議会規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 8 年 7 月 2 8 日

府中市長 高 野 律 雄

府中市規則第 4 8 号

府中市総合計画重点プロジェクト（府中市まち・ひと・しごと創生総合戦略）推進協議会規則の一部を改正する規則

府中市総合計画重点プロジェクト（府中市まち・ひと・しごと創生総合戦略）推進協議会規則（平成 2 7 年 7 月府中市規則第 5 5 号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
<u>府中市総合計画重点プロジェクト推進協議会規則</u> (趣旨) 第 1 条 この規則は、府中市附属機関の設置等に関する条例（平成 2 7 年 3 月府中市条例第 1 号）第 9 条の規定に基づき、 <u>府中市総合計画重点プロジェクト推進協議会</u> （以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。	<u>府中市総合計画重点プロジェクト（府中市まち・ひと・しごと創生総合戦略）推進協議会規則</u> (趣旨) 第 1 条 この規則は、府中市附属機関の設置等に関する条例（平成 2 7 年 3 月府中市条例第 1 号）第 9 条の規定に基づき、 <u>府中市総合計画重点プロジェクト（府中市まち・ひと・しごと創生総合戦略）推進協議会</u> （以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。